

鹿 児 島 県 公 報

平成21年9月4日（金）第2528号の2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇所2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 1
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（介護福祉課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 2
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退	（障害福祉課取扱い） 3
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	（障害福祉課取扱い） 3
○農業振興地域の区域の変更	（農村振興課取扱い） 4
○入会林野整備計画の認可	（林業振興課取扱い） 4
○保安林の指定（3件）	（森林整備課取扱い） 4
○保安林の指定予定	（森林整備課取扱い） 5
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	（漁港漁場課取扱い） 6
○公共測量の実施	（監理課取扱い） 7
○公共測量の終了	（監理課取扱い） 7
○道路の位置指定の変更	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 7

公

告

○鹿児島県情報公開条例の運用状況等の公表	（広報課取扱い） 8
○鹿児島県個人情報保護条例の運用状況等の公表	（広報課取扱い） 9
○建設業法に基づく監督処分公告	（監理課取扱い） 13

告 示

鹿児島県告示第952号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会樋脇支所訪問入浴介護事業所	薩摩川内市樋脇町市比野2926番地2	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	薩摩川内市永利町4107番地1	今別府哲矢	平成21年3月31日	訪問入浴介護
グレースホーム訪問看護ステーション	薩摩川内市東郷町斧淵8920番地	医療法人恵愛会	薩摩川内市東開町9番22号	上村 俊朗	平成21年3月31日	訪問看護
薩摩川内市立老	薩摩川内市下甕	薩摩川内市	薩摩川内市神田	岩切 秀雄	平成21年	通所介護

人デイサービス センター甑島敬 老園	町長浜1185番地 2		町3番22号		3月31日	
たはら病院	薩摩川内市大小 路町66番35号	医療法人芳優	薩摩川内市大小 路町66番35号	有馬 純久	平成21年 7月31日	通所リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第953号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所 在 地	代表者の氏 名	
薩摩川内市立在宅 介護支援センター 甑島敬老園	薩摩川内市下甑町 長浜1185番地2	薩摩川内市	薩摩川内市神田町 3番22号	岩切 秀雄	平成21年 3月31日
居宅介護支援セン ターりぼん	薩摩川内市東郷町 斧淵2513番地	有限会社介護セン ターMYJ	薩摩川内市東郷町 斧淵2513番地	宮路 清子	平成21年 5月7日

鹿児島県告示第954号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施 設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞 退 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所 在 地	代表者の氏 名	
たはら病院	薩摩川内市大小路 町66番35号	医療法人芳優	薩摩川内市大小路 町66番35号	有馬 純久	平成21年 3月31日

鹿児島県告示第955号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所 在 地	代表者の氏 名		
社会福祉法人薩 摩川内市社会福 祉協議会樋脇支 所訪問入浴介護 事業所	薩摩川内市樋脇 町市比野2926番 地2	社会福祉法人薩 摩川内市社会福 祉協議会	薩摩川内市永利 町4107番地1	今別府哲矢	平成21年 3月31日	介護予防 訪問入浴 介護
グレースホーム 訪問看護ステー ション	薩摩川内市東郷 町斧淵8920番地	医療法人恵愛会	薩摩川内市東開 聞町9番22号	上村 俊朗	平成21年 3月31日	介護予防 訪問看護
薩摩川内市立老 人デイサービス	薩摩川内市下甑 町長浜1185番地	薩摩川内市	薩摩川内市神田 町3番22号	岩切 秀雄	平成21年 3月31日	介護予防 通所介護

センター飴島敬老園	2					
たはら病院	薩摩川内市大小路町66番35号	医療法人芳優	薩摩川内市大小路町66番35号	有馬 純久	平成21年7月31日	介護予防通所リハビリテーション

鹿児島県告示第956号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、指定障害者支援施設から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定障害者支援施設		設 置 者			辞 退 年 月 日	障害福祉サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
知覧ふれあいの里	南九州市知覧町東別府15635番地	社会福祉法人休道福祉会	南九州市知覧町東別府15635番地	永野美知夫	平成21年2月28日	旧法施設支援

鹿児島県告示第957号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指定年月 日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
上山クリニック	鹿児島市吉野町719-1	平成21年8月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第958号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
たちばな薬局	鹿児島市中央町10番	平成21年8月1日	精神通院医療
かきぞの薬局吉野店	鹿児島市吉野町719-14	平成21年8月1日	精神通院医療
有限会社鶴丸調剤薬局南鹿児島店	鹿児島市小松原二丁目36-5	平成21年8月1日	精神通院医療
まさご五大薬局	鹿児島市真砂町34番地3	平成21年8月1日	精神通院医療
真砂マリン薬局	鹿児島市真砂町35番2号	平成21年8月1日	精神通院医療
セオ薬局ほんまち調剤	鹿児島市真砂本町40-6	平成21年8月1日	精神通院医療
上荒田薬局	鹿児島市上荒田町23番5号	平成21年8月1日	精神通院医療

有限会社ケーアイ調剤薬局五代店	薩摩川内市五代町若宮後3035番地1	平成21年8月1日	精神通院医療
株式会社あおい薬局	曾於市末吉町二之方2128	平成21年8月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第959号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、名瀬農業振興地域、住用農業振興地域及び笠利農業振興地域の区域（昭和60年2月13日鹿児島県告示第255号による変更後の区域）を奄美農業振興地域の区域とし、次のとおり変更する。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

奄美農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び大島支庁農林水産部農政普及課並びに奄美市農林振興課、住用総合支所産業建設課及び笠利総合支所産業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第960号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、南さつま市加世田益宮入会林野整備組合代表者諏訪昌一の認可申請に係る益宮入会林野整備計画を平成21年8月28日認可した。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第961号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

熊毛郡屋久島町口永良部島字白辻野1727番71、字湯向1757番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第962号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

肝属郡南大隅町根占横別府字餅田4304番1，字岩下4306番イ，4307番1（次の図に示す部分に限る。），4307番2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第963号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字諸鈍字徳浜原1162番2，1167番2，1254番2，大字渡連字金久原177番2，字村内原240番2，与論町大字麦屋字種窪335番3，336番5，372番5，字瀬良373番，374番，380番1，382番1

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第964号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字篠川字打赤49番・52番1（以上2筆について合併。次の図に示す部分に限る。），55番2，56番，59番1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第965号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 しゅん功認可年月日

平成21年8月25日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

垂水市

垂水市上町114番地

垂水市長 水迫順一

3 埋立区域

(1) 位置

垂水市大字新城字密柑畠523番2から同大字字諏訪596番に至る間の土地に接する公共空地の地先公有水面

(2) 区域

次の点1から点21までを順次に直線で結んだ線及び点21と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

点1 三等三角点新城（北緯31度26分17秒9763，東経130度44分59秒1298）から297度52分26秒1466.63メートルの地点

点2 点1から342度33分34.81メートルの地点

点3 点2から252度45分36.17メートルの地点

点4 点3から342度50分1.22メートルの地点

点5 点4から72度51分3.10メートルの地点

点6 点5から342度51分67.71メートルの地点

点7 点6から252度51分3.10メートルの地点

点8 点7から343度10分6.70メートルの地点

点9 点8から72度50分74.16メートルの地点

点10 点9から25度16分4.64メートルの地点

点11 点10から158度41分9.12メートルの地点

点12 点11から158度40分9.99メートルの地点

点13 点12から158度51分10.67メートルの地点

点14 点13から158度49分10.02メートルの地点

点15 点14から164度33分10.00メートルの地点

点16 点15から190度18分11.27メートルの地点

点17 点16から175度47分10.26メートルの地点

点18 点17から171度23分10.08メートルの地点

点19 点18から169度39分10.11メートルの地点

点20 点19から183度08分10.66メートルの地点

点21 点20から163度59分14.76メートルの地点

(3) 面積

- 6,719.60平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
 - 5 埋立免許年月日及び番号
平成16年 7 月 8 日
指令漁港第153号
 - 6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
垂水市

鹿児島県告示第966号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、霧島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 9 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業の期間 平成21年 9 月10日から平成22年 2 月26日まで
- 3 作業の地域 霧島市全域

鹿児島県告示第967号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、熊本防衛支局長から平成21年 8 月25日鹿児島県告示第936号で告示した公共測量の実施は、平成21年 7 月31日終了した旨の通知があった。

平成21年 9 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

始良・伊佐地域振興局告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を変更した。

平成21年 9 月 4 日

始良・伊佐地域振興局長 浜崎研

- 1 変更に係る道路の位置指定の告示の年月日及び番号
平成19年 8 月28日始良・伊佐地域振興局告示第10号
- 2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
申請者の住所及び氏名等	始良郡始良町西餅田1238番地 1 木ノ下静代 京都市右京区嵯峨神宮町68番地 2 大重尚忠	始良郡始良町東餅田3277番地 有限会社エース開発 代表取締役 黒木正孝
関係土地の地名及び地番	始良郡始良町西餅田字辰喰1251番 3, 1239番 4, 1253番 5 及び1242番 1	始良郡始良町西餅田字辰喰1251番 3, 1239番 4, 1253番 5, 1242番 1, 1242番 4, 1250番 4, 1240番 2 及び1243番 4
道路の幅員	6.00メートル	6.00メートル 6.01メートル
道路の延長	44.73メートル	114.03メートル

- 3 変更の年月日
平成21年 8 月21日

公 告

鹿児島県情報公開条例の運用状況等の公表

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第29条の規定により、平成20年度における各実施機関の公文書の開示についての運用状況等を次のとおり公表する。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 公文書の開示の請求件数

578件

2 公文書の開示、一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	221
一部開示	230
不開示	90
その他	37
計	578

注 その他は、請求の取下げ及び却下である。

3 開示請求者の区分

区 分	件 数
県内	363
県外	215
計	578

4 開示請求の実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一部開示	不開示	その他
知事	496	193	190	82	31
総務部	19	4	9	3	3
企画部	4	1	3	0	0
環境生活部	34	11	13	6	4
保健福祉部	53	34	7	10	2
商工労働部	44	12	18	11	3
農政部	13	5	3	5	0
林務水産部	19	7	10	1	1
土木部	169	73	50	38	8
危機管理局	1	1	0	0	0
出納局	5	1	3	0	1
鹿児島地域振興局	21	6	9	1	5
南薩地域振興局	13	5	7	0	1
北薩地域振興局	29	9	19	1	0
始良・伊佐地域振興局	12	5	7	0	0
大隅地域振興局	17	4	7	4	2
熊毛支庁	10	2	7	1	0
大島支庁	31	13	16	1	1
工業用水道部	2	0	2	0	0
議会	3	1	2	0	0
教育委員会	22	15	2	3	2
選挙管理委員会	29	7	22	0	0
人事委員会	3	0	3	0	0
監査委員	1	0	1	0	0

公安委員会	2	0	2	0	0
警察本部長	17	5	6	2	4
労働委員会	1	0	0	1	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	1	0	1	0	0
鹿児島県住宅供給公社	0	0	0	0	0
鹿児島県道路公社	2	0	1	1	0
鹿児島県土地開発公社	1	0	0	1	0
計	578	221	230	90	37

5 不服申立ての件数及びその処理状況

4件（手続中4件）

6 県政情報センターの利用状況等

(1) 展示資料の内容及び資料数

区 分	内 容	資 料 数
郷土資料	県史，市町村史等	871
県の資料	行政概要書，計画書，統計書，調査書，試験・研究資料，議案書，議会会議録等	30,519
国の資料	白書，国勢調査，各種統計書，研究書，調査報告書等	12,897
県内市町村の資料	市町村勢要覧，計画書等	2,646
他都道府県の資料	都道府県史，統計年鑑，計画書等	4,250
研究機関等の資料	総合研究開発機構等の調査報告書，研究書等	2,576
法規関係の資料	県例規集，現行法規総覧等	123
その他	辞典・年鑑類，産業・経済・地方自治に関する図書，定期刊行物等	3,181
計		57,063

(2) 利用状況

区 分	人 数 ・ 冊 数
利用者数	8,637人
貸出者数	545人
貸出冊数	996冊

鹿児島県個人情報保護条例の運用状況等の公表

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第45条の規定により，平成20年度における各実施機関の個人情報の開示についての運用状況等を次のとおり公表する。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 個人情報取扱事務の登録件数

実 施 機 関	事務登録 総 数	事 務 区 分 及 び 件 数			
		全庁共通 事 務	出先機関 共通事務	所属固有事務	
				本 庁	出先機関
知事	1,029	28	250	662	89
総務部	105	15	15	52	23
企画部	42	1	0	31	10
環境生活部	84	2	9	70	3
保健福祉部	332	1	91	206	34
商工労働部	70	1	6	54	9
農政部	129	1	41	78	9
林務水産部	77	1	20	55	1

土木部	168	4	67	97	0
危機管理局	12	0	1	11	0
出納局	10	2	0	8	0
工業用水道部	0	0	0	0	0
議会	7	2	0	5	0
教育委員会	126	14	42	68	2
選挙管理委員会	18	0	0	18	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	4	1	0	3	0
公安委員会	4	4	0	0	0
警察本部長	137	13	55	69	0
労働委員会	3	0	0	3	0
収用委員会	3	0	0	3	0
海区漁業調整委員会	4	0	0	0	4
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	14	0	9	1	4
計	1,349	62	356	832	99

注1 「全庁共通事務」とは、本庁の課（室）と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務（現にすべての所属においては実施していないが、特定又は複数の部局において実施しているものを含む。）をいう。

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関において実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものをいう。

3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の1課（室）又は1出先機関のみにおいて実施しているものをいう。

2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求件数並びにこれらに対する対応状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況

ア 請求件数

38件

イ 開示、一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	14
一部開示	12
不開示	11
その他	1
計	38

注 その他は、請求の取下げである。

ウ 実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一部開示	不開示	その他
知事	16	8	3	4	1
総務部	0	0	0	0	0
企画部	0	0	0	0	0
環境生活部	0	0	0	0	0
保健福祉部	7	3	3	1	0
商工労働部	0	0	0	0	0
農政部	1	1	0	0	0
林務水産部	0	0	0	0	0
土木部	5	3	0	2	0
危機管理局	0	0	0	0	0

出納局	0	0	0	0	0
鹿児島地域振興局	0	0	0	0	0
南薩地域振興局	0	0	0	0	0
北薩地域振興局	0	0	0	0	0
始良・伊佐地域振興局	0	0	0	0	0
大隅地域振興局	2	1	0	1	0
熊毛支庁	0	0	0	0	0
大島支庁	1	0	0	0	1
工業用水道部	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
教育委員会	2	2	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	2	2	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	18	2	9	7	0
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	0	0	0	0	0
計	38	14	12	11	1

(2) 保有個人情報の訂正請求の状況

ア 請求件数

5 件

イ 訂正、一部訂正及び不訂正の決定件数

区 分	件 数
訂正	0
一部訂正	0
不訂正	5
その他	0
計	5

ウ 実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		訂 正	一部訂正	不訂正	その他
知事	3	0	0	3	0
総務部	0	0	0	0	0
企画部	0	0	0	0	0
環境生活部	0	0	0	0	0
保健福祉部	3	0	0	3	0
商工労働部	0	0	0	0	0
農政部	0	0	0	0	0
林務水産部	0	0	0	0	0
土木部	0	0	0	0	0
危機管理局	0	0	0	0	0
出納局	0	0	0	0	0
鹿児島地域振興局	0	0	0	0	0
南薩地域振興局	0	0	0	0	0
北薩地域振興局	0	0	0	0	0
始良・伊佐地域振興局	0	0	0	0	0

大隅地域振興局	0	0	0	0	0
熊毛支庁	0	0	0	0	0
大島支庁	0	0	0	0	0
工業用水道部	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	2	0	0	2	0
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	0	0	0	0	0
計	5	0	0	5	0

(3) 保有個人情報の利用停止請求の状況

ア 請求件数

6 件

イ 利用停止、一部利用停止及び利用不停止の決定件数

区 分	件 数
利用停止	0
一部利用停止	0
利用不停止	6
その他	0
計	6

ウ 実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		利用停止	一 部 利用停止	利 用 不停止	その他
知事	4	0	0	4	0
総務部	0	0	0	0	0
企画部	0	0	0	0	0
環境生活部	0	0	0	0	0
保健福祉部	3	0	0	3	0
商工労働部	0	0	0	0	0
農政部	0	0	0	0	0
林務水産部	0	0	0	0	0
土木部	1	0	0	1	0
危機管理局	0	0	0	0	0
出納局	0	0	0	0	0
鹿児島地域振興局	0	0	0	0	0
南薩地域振興局	0	0	0	0	0
北薩地域振興局	0	0	0	0	0
姶良・伊佐地域振興局	0	0	0	0	0
大隅地域振興局	0	0	0	0	0
熊毛支庁	0	0	0	0	0
大島支庁	0	0	0	0	0
工業用水道部	0	0	0	0	0

議会	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	2	0	0	2	0
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	0	0	0	0	0
計	6	0	0	6	0

3 開示請求等の特例に係る開示申出の件数

3,779件

4 不服申立ての件数及びその処理状況

16件（手続中16件）

.....

建設業法に基づく監督処分公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり処分をした。

平成21年9月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		
平成21年 8月27日	有限会社 東和土木	鹿児島市油 須木町331番 地	岩田 俊幸	鹿児島県知 事許可（般 － 20）第 12533号	建設業の許可 のうち土木工 業、とび・土工 事業、石工事 業及びほ装工事 業に係る許可の 取消し	役員について、暴 行の罪による罰金刑 が平成20年6月14日 に確定しており、こ のことが建設業法第 29条第1項第2号に 該当する。